

相談事例(51)

賃貸アパートの退去時とアフィリエイトの副業に注意を

4月は進学、就職などで生活環境が大きく変わる人が多い時期です。新生活が安心してスタートできるよう、よくあるトラブル事例をご紹介します。参考にしてください。

相談事例 1

賃貸アパートを退去する事になった。普通に使用していたのが、退去するに当たり、ハウスクリーニング代を請求された。納得できないと伝えたところ、「専門業者によるハウスクリーニング費用は借主負担とする」との特約がある、と指摘された。入居の際にはハウスクリーニングの説明は受けていなかった。支払いたくない。

アドバイス

この事例のように賃貸アパートの退去にあたり、ハウスクリーニング代の請求を受け、納得できないという相談が多くあります。入居の際にハウスクリーニング代について十分な説明を受け、そのことを理解し納得していたか問われます。特約だからといってすべて有効だということではありません。また、一方的に畳や襖の張替え、クロスの取替えをする費用など敷金を上回る費用を請求される場合があります。貸主と十分に話し合いをして、納得できなければ、簡易裁判所に訴えることも選択肢の一つです。契約に当たっては、退去時のトラブル回避のためにも「特約など」の内容を十分確認しましょう。

相談事例 2

SNSで知り合った学生から「簡単に稼げる、元は直ぐに取れる」とアフィリエイトの副業を紹介された。セミナーの見学に誘われ、成功した人の話を聞いた。自分もやろうと思った。改めて参加を誘われたが、お金がないというと、ネットでサラ金登録をするよう指示され、その場で登録となった。サラ金がどこにあるかもわからなかったが、勧誘員がサラ金業者を案内し、そこでお金を借りて支払った。その後教材としてUSBとテキスト2冊が送られてきた。思うようにお金は稼げず、紹介者とも連絡がうまく取れない。やめたい。

アドバイス

最近SNSが盛んになり、安易に誘いに乗るケース見られます。「簡単にお金が稼げる」という、見ず知らずの人の説明を信じて契約してしまい、大金を支払ってしまう例がみられます。

このような商法は特定商取引法（以下・特商法）でクーリング・オフの対象になっています。しかし、サラ金から借りたお金は別途返済の必要があります。また、このようにサラ金

を案内することは特商法に抵触するおそれがあります。

新生活で友人関係の希薄な時に親しくされると、ついその気になってしまいがちです。迷った時にはすぐ契約をしないことです。契約した後でも、またクーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、当相談室や地元の消費生活センターに相談しましょう。